

お腹の中から自立の日まで 地域が見守り、寄り添う

地域のさまざまな施設、機関が連携協力して力を寄せ合い、
地域ぐるみできめ細かな支援を行い、虐待や非行等の問題の発生、深刻化を予防します。
(仮称)港区子ども家庭総合支援センターが中核となりネットワークの調整を行います。

(仮称)港区子ども家庭総合支援センター

児童相談所

子ども家庭
支援センター

母子生活
支援施設

みなと保健所

区役所
総合支所

教育センター

警察

子育てひろば
一時預かり

医療機関

家庭裁判所

保育園・幼稚園
小・中学校
高等学校
特別支援学校

乳児院

児童館
子ども中高生プラザ
学童クラブ

民生委員
児童委員

児童発達
支援センター
(2020年4月開設)

港区生まれ、港区育ちの子どもたちの未来を守るために

区の人口は、全ての世代において増加していますが、特に子どもたちの人口が増加しています。毎年約3000人の子どもが生まれ、平成29年の合計特殊出生率は1.42で23区の中で上位となっています。都心の特徴として、核家族で集合住宅にお住まいの人が多く、生活スタイルが多様化する中、子育ての孤立化を防ぎ、子育てを支え合うためのあたたかな関係づくりを進めていくことが必要です。児童虐待は、国、都、区いずれも増加しています。問題を子どもや家庭が抱え込まず、一緒に解決策を考え、寄り添う相談支援体制が必要です。

(仮称)港区子ども家庭総合支援センター

目的

平成28年6月の児童福祉法改正で、特別区においても児童相談所が設置できることとなりました。児童虐待や非行をはじめ、あらゆる子どもの問題に対して、保護者と地域が協力して子どもの命と権利を守り、子どもたちの健やかな成長を育んでいく環境を整備することは、地域に最も身近な基礎自治体である区の責務です。

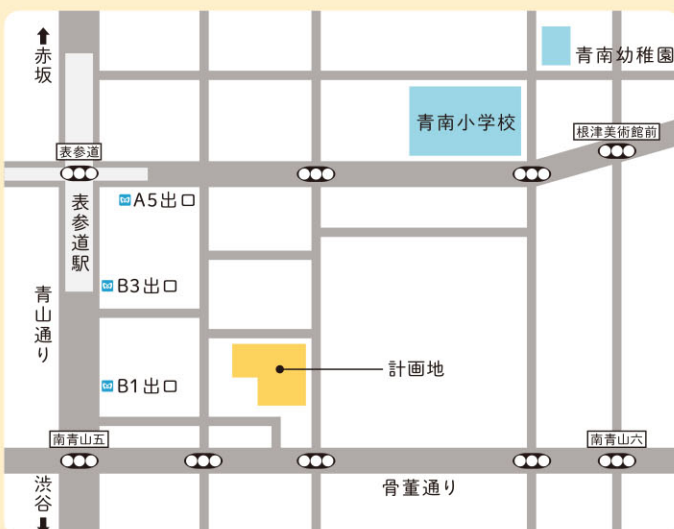
また、今後も子どもが増加していく港区において、全ての家庭がいきいきと子育てを楽しむことができるよう、子育てを応援するとともに、妊娠期から子育て期、思春期、子どもの自立まで、区が主体的に切れ目なく支援していくことが重要です。

区は、子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の3つの機能を兼ね備えた施設として「(仮称)港区子ども家庭総合支援センター」を整備し、児童相談所の専門機能と子どもと家庭の状況に応じた支援機能とを一体化させ、総合的に支援していきます。



- 整備地
 - ・地名地番：南青山五丁目285番
 - ・敷地面積：約3200㎡
 - ・用途地域：第2種中高層住居専用地域
- 施設規模
 - ・高さ 地上4階建て(約15m)
 - ・建物延べ面積 約5400㎡
 - 子ども家庭支援センター(1階) 約600㎡
 - 児童相談所(1～3階) 約2900㎡
 - 内、子ども家庭支援センターと共用 体育館 約190㎡
 - 面接室・心理療法等 約900㎡
 - 母子生活支援施設(4階) 約900㎡
 - その他共用部 約1000㎡
- 整備スケジュール(予定)
 - ・2019年8月～2021年2月 建設工事
 - ・2021年4月 開設

● ACCESS



刊行物発行番号 30289-4811

(仮称)港区子ども家庭総合支援センターのご案内 平成31年(2019年)3月発行
編集・発行：港区子ども家庭支援部 東京都港区芝公園1-5-25 電話：03-3578-2111(代表) 内線：2177

(仮称)港区子ども家庭総合支援センター

3つの施設で切れ目のない支援を

気軽に立ち寄れる、子育ての拠点

子ども家庭支援センター

- 家庭に寄り添う相談支援
- 子ども・子育て支援サービスの情報提供、申込み
- 子育てひろば

迅速に

気軽に
利用

身近な
場所で

専門的な相談を気軽に利用

児童相談所

児童福祉司、児童心理司、
医師、弁護士等による
専門相談、診断等

母子が安心して暮らしながら
自立を目指す

母子生活支援施設

親子と一緒に生活する環境での支援

専門性の
高い相談

ワン
ストップで

“里親”

について
ご存知ですか？

すべての子どもに家庭のぬくもりを

～みんなと里親プロジェクト～

- Q1 短期間の里親もある ○・×
- Q2 子育て経験がなくても里親になれる ○・×
- Q3 夫婦でなく単身者でも里親になれる ○・×

上記の3問の答えは全て「○」です。

「里親」は親の死亡や病気、虐待など様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもたちを家庭に受け入れて育てる制度です。出産やケガで親が入院中、夏休み、お正月など短期間預かる里親もあります。

※詳細は下記へお問合せください。

養育里親

18歳まで(必要な場合は20歳まで)の子どもを、子どもが生まれ育った家庭に戻るまで、または自立まで自分の家庭に受け入れて育てます。

養子縁組里親

特別養子縁組を前提として、養子縁組が成立するまで里親として育てます。

里親について
のお問合せ

港区児童相談所設置準備担当 ☎03-3578-2177
港区立子ども家庭支援センター ☎03-6400-0091

※東京都では養育里親を「ほっとファミリー」と称しています。